

クロアチア自治州に関する一考察

石田信一

要旨

本稿では、ユーゴスラヴィア王国におけるクロアチア人指導層の「国家性」の回復要求に対応するべく一九三九年のツヴェトコヴィチ・マチエク協定によって創設された「クロアチア自治州」について、行政機構や地方議会の組織・制度等を含めて実態の解明を試みるとともに、「自治州」の創設を実現させた内的・外的要因およびその歴史的意義を考察した。また、「自治州」の創設がユーゴスラヴィア全体の連邦的再編に結びつかず、過度的性格を持ったまま、想定されていた多くの権限を行使しえなかつたことを指摘した。

はじめに

ユーゴスラヴィアは第一次世界大戦直後の一九一八年一二月に南スラ

的・外的要因およびその歴史的意義を、ユーゴスラヴィアの連邦的再編と関連づけて考察することとした⁽¹⁾。

一・両大戦間期のクロアチア

オーストリア＝ハンガリー帝国の南部諸州（クロアチア＝スラヴォニア、ダルマチア、ボスニア＝ヘルツェゴヴィナなど）で構成されていた。南北ラヴ統一国家構想は一九世紀半ばからクロアチア人指導層を中心に提示されてきたものの、複雑な歴史的・文化的背景を持つ南スラヴ諸民族・諸地域を統一するには多くの困難が伴うであろうことは、建国当初から容易に予想がつくものであったと言える。実際、一九二一年に採択された最初の憲法がセルビア中心の中央集権体制を志向するものであったことは、連邦制の採用を望んでいたクロアチア人指導層を失望させ、セルビア人とクロアチア人の民族対立を尖鋭化させた。クロアチア人とつて、この中央集権体制はオーストリア＝ハンガリー帝国の支配下においてさえ維持されていた自らの「国家性」、すなわち独自の議会（サボル）などに表現される広範な自治権を奪うものであり、両大戦間期を通じて、その回復のための政治闘争が展開された。その結果として、一九三九年八月にツヴェトコヴィチ＝マチエク協定（スポラズム）が成立し、「クロアチア自治州」が創設されたのである。

本稿の目的は、ユーゴスラヴィア王国におけるクロアチア人指導層の「国家性」の回復要求に対応した「クロアチア自治州」の実態を明らかに

することにある。あわせて「クロアチア自治州」創設を実現させた内訳の諸地域ではクロアチア人とセルビア人が混在することが多く、ほぼ同一の言語を使用する両者の連帯・統一を強調するユーゴスラヴィア主義が発達し、南スラヴ統一国家建設の思想的基盤となつた。第一次世界大戦末期、統一国家建設に向けた運動が活発化し、一九一八年一〇月二九日、クロアチア議会はダルマチアやリエカを含むクロアチア国家の独立を宣言した上で、帝国内の南スラヴ地域を代表する「スロヴェニア人・クロアチア人・セルビア人国家」を発足させた。一二月一日、この暫定的な「国家」とセルビア王国の統一により、「セルビア人・クロアチア人・スロヴェニア人王国」が成立したのである。

新国家には、セルビア（コソボやマケドニアを含む）、モンテネグロ、スロヴェニア、クロアチア、ダルマチア、ボスニア＝ヘルツェゴヴィナ、

ヴォイヴォディナという七つの歴史的単位が存在した。それらは異なる政治・経済・社会制度を有しており、国家統合は当初から困難が予想された。クロアチアの諸政党、とりわけスチエパン・ラディチを指導者とするクロアチア共和農民党（H.R.S.S.）は、自らの「国家性の存続」を保証する連邦主義的な国家形態を新国家に要求した。この国家形態をめぐる問題は、憲法制定議会における最大の争点となつたが、クロアチアを代表するクロアチア共和農民党でさえ四一九議席中五〇議席を占める少数派でしかも、セルビアの諸政党に支持された集権主義に基づく政府案を覆すことはできなかつた。一九二一年六月二八日に採択された新憲法は、君主制を追認するとともに、中央集権制を採用し、暫定的に維持されていた歴史的単位の枠組を撤廃した。二二年三月の四月の行政区画案によつて全国が三三の県（オブラスト）に分割される中で、クロアチアおよびダルマチアは六つの県に細分化された。⁽²⁾ クロアチアの「国家性」を示す領土的一体性と自治権は完全に否定されたのである。

憲法採択後も、クロアチア共和農民党は政府の集権主義に対する抵抗運動を継続していたが、一九二五年の第二回総選挙を契機に方針を転換し、二一年憲法および君主制を認めることを宣言し、党名をクロアチア農民党（H.S.S.）と改称して活動を継続した。二七年以降、同党はクロアチアのセルビア人を主要な支持基盤とする独立民主党（S.D.S.）と協力し、農民＝民主連合（S.D.K.）を形成した。二八年六月、ラディチがセルビア・ナショナリストの凶弾に倒れると、ヴラトコ・マチエクがそ

の後継者としてクロアチア農民党および農民＝民主連合の指導者となり、

クロアチアの諸政党を結束させて反政府運動を展開した。⁽³⁾ しかし、二九年一月、国王アレクサンダル一世が憲法の停止、国民議会の解散、あらゆる政党活動の禁止を含む独裁制への移行を決断すると、マチエクを含む多くのクロアチア人が逮捕・投獄される結果となつた。同年一〇月、ユーゴスラヴィア王国が正式な国号となり、地方行政区画も一新された。⁽⁴⁾ 従来の県（オブラスト）制度に代わって、全国が首都ベオグラードと九つの州（バノヴィナ）、すなわちドラヴァ州、サヴア州、ブルバスク州、沿海州（プリモルスカ）、ドリナ州、ゼータ州、ドナウ州、モラヴァ州、ヴァルダル州に区分された。この地方行政区画は、クロアチアやボスニア＝ヘルツェゴヴィナのような歴史的単位を分断するという意味で画期的であったが、必ずしも自然地理学的に、あるいは実際の民族分布から妥当性が明白であるわけでもなかつた。クロアチア人の居住地域は主としてサヴァ州と沿海州に分断された。三一年九月の欽定憲法発布に前後して地方行政区画も若干修正されたが、本質的な変化はもたらされなかつた。なお、各州は州知事（バン）に加えて、その諮問機関として評議会を持つこととなつたが、国王に州知事の任免権が、内相に評議員の任免権が付与された。また、サヴァ州の事例では、ザグレブに総務、行政、農業、教育、技術、社会政策・保健、財務、商工業の八部局からなる行政政府および警察本部が設けられたが、いずれも政府の管轄下にあり、あらゆる意味で州の自立性は保証されなかつた。⁽⁶⁾

一九三一年憲法体制下において、マチエクなど多くのクロアチア人政治家はユーゴスラヴィア王国の枠組においてクロアチア問題の解決をは

かろうとしていた。その一方で、クロアチアの完全独立を企図するウスタシヤ・クロアチア革命組織（UHRO）のような過激派グループも出現した。彼らの運動は国内では殆ど支持されず、その活動拠点はファシスト政権下の近隣諸国に置かれた。

二 ツヴェトコヴィチ＝マチエク協定

一九三四年一〇月、国王アレクサンダル一世が外遊中に暗殺されると、その息子ペーテルが王位を継承したが、彼は未成年であつたため、摂政公パヴレ・カラジヨルジエヴィチが大きな発言権を得ることになった。パヴレ公はクロアチア人に対して譲歩する姿勢を示し、マチエクの恩赦を実現させた。マチエクは野党連合を結成して、三五年五月の国民議会選挙に臨み、三七・四%の得票を達成した。しかし、第一党を極端に優遇する特殊な選挙法によって、政府与党であるユーゴスラヴィア国民党（JNS）が得票率六〇・六%で全議席の八二%、三〇三議席を確保したのに対し、マチエク率いる野党連合は全議席の一八%、六七議席しか確保できなかつた。同年六月に発足したミラン・ストヤディノヴィチはドイツとイタリアに接近することで自らの支配体制の強化をはかる一方、クロアチア問題への対処に否定的であり、むしろその解決を絶えず阻止しようとしたとされる⁽⁷⁾。

一九三八年一二月の選挙でも、マチエクは野党連合を率いて大幅に得票を増やしたが（四四・九%）、ストヤディノヴィチの政府与党（五四・九%）には及ばず、獲得議席は微増もしなかつた。前者が六七議席にと

どまつたのに対し、後者は三〇六議席を確保したのである。しかし、同時期の国際情勢の変化、すなわちナチス・ドイツによるオーストリア併合やチエコスロvakia解体の動きがパヴレ公らにクロアチア問題の解決が急務であることを再認識させ、ストヤディノヴィチの更迭を決断させた。ドラギシャ・ツヴェトコヴィチが新首相に任命られ、この問題の解決に向けたマチエクとの交渉に着手した。

当初、ツヴェトコヴィチはサヴァ州と沿海州にドゥブロヴニクを加えてクロアチア自治州を創設することを提案した⁽⁸⁾。しかし、マチエクはボスニア＝ヘルツェゴビナとスリエム地方において自治州の範囲を拡大する代案を提示した。結局、四月二七日、サヴァ州と沿海州にドゥブロヴニクを加えてクロアチア自治州を設置し、上記の二つの地方に関しては住民投票によって帰属を決定するという協定案が成立した。

しかし、パヴレ公は住民投票の実施に難色を示し、協定案の認可を拒んだため、クロアチア自治州の境界画定と管轄事項に関する交渉が続けられた。八月二六日、パヴレ公ら摂政団の最終的な認可を得て、ツヴェトコヴィチ＝マチエク協定（スポラズム）が成立し、クロアチア自治州が正式に発足した⁽⁹⁾。

クロアチア自治州にはそれまでのサヴァ州および沿海州の全域に加えて、ゼータ州のドゥブロヴニク、ドリナ州のトラヴニク、フォイニツア、ブルチュコ、バルバス州のデルヴェンタ、グラダチャツ、ドナウ州のシード、イロクが編入された。すでに沿海州に含まれていたボスニア＝ヘルツェゴビナのブゴイノ、プロヅル、コニツ、リヴノ、ドウゾノ、リ

ユビシュキ、モスター、ストラツはそのまま維持された。なお、サヴァ州・沿海州にはベンコヴァツ、ドニ・ラパツ、グリナ、グラチャツ、クニン、コレニツア、コスタイニツア、オクチャニ、パクラツ、スルニ、ウドビナ、ヴォイニチ、バルギンモスト、ヴコヴァルなどセルビア人が多数派を占める郡（スレズ）も存在したが、それを理由にクロアチア自治州から分離されることはなかった。⁽¹⁰⁾一方、両州以外から新たにクロアチア自治州に編入された地方は、住民の民族分布を根拠としていたが、ある地域の多数派集団を判断する単位は市・郡であつたため、より下層のコミニューン（オブチナ）単位ではセルビア人が多数派となるケースも少なくなかった（ブルチュコ郡で九コミニューン中二コミニューン、デルヴェンタ郡で八コミニューン中三コミニューン、グラダチャツ郡で五コミニューン中一コミニューン、シード郡で一七コミニューン中八コミニューン、イロク郡で一二コミニューン中六コミニューンに及んだ）。また、この時期はボスニア人（ほぼムスリムと同一視される）は「民族」として認定されていな

かつたが、グラダチャツ郡、コニツ郡、モスター市では彼らこそが多数派集団であった。いずれにせよ、クロアチア自治州における市・郡およびコミニューンの数は、二五市・九九郡・六九三コミニューンとなつた。

なお、ツヴェトコヴィチ＝マチエク協定によるクロアチア自治州の境界（州境）は暫定的なものであつて、ユーゴスラヴィア王国の分権化に向けた国家再編プロセスの進展に応じて大幅に修正されることが見込まれていた。実際、クロアチア自治州の発足直後から州境の再画定・帰属変更を求める声が高まつていいが、詳しくは後述する。

公式統計によれば、クロアチア自治州の総面積は六万五四五六平方キロ（全国の二六・四%）、人口四〇二万四六〇一人（同二八・九%）であり、住民の言語別比率はクロアチア語またはセルビア語九三・一%、ドイツ語二・二%、ハンガリー語一・五%、宗教別比率はローマ＝カトリック七五・一%、正教一九・三%、イスラム教三・八%であった（人口統計は一九三一年の国勢調査に基づく）。なお、自治州発足時の人口は四四〇万三一九九人であり、民族別比率はクロアチア人七三・五%、セルビア人一九・二%と推計されている。⁽¹¹⁾

ツヴェトコヴィチ＝マチエク協定はツヴェトコヴィチ首相による内閣改造をもたらし、マチエクが副首相となつたほか、クロアチア農民党が財務相（ユライ・シュテイ）、通信相（ヨシップ・トルバル）、商工業相（イヴァン・アンドレス）、無任所相（バリシャ・スマリヤン）、独立民主党が社会政策相（スルジヤン・ブディサザヴィリエヴィチ）のポストを得ている。

なお、ツヴェトコヴィチ＝マチエク協定が「セルビアとクロアチアのブルジョワジーが必要に迫られて行つた典型的な妥協」⁽¹²⁾であった側面は否定できない。とくにクロアチアを含む旧ユーゴスラヴィアの歴史家からは、この協定に対して非常に厳しい評価が下されている。例えば、ヴラデイミル・デディイエルは、この協定をセルビアとクロアチアのブルジョワジーがユーゴスラヴィアを各々の勢力範囲に分割したものとみなし、民族問題の緩和には少しも貢献せず、民主主義に反する要素を抱えていたと述べている。⁽¹³⁾ホディミル・シロトコヴィチは、この協定は「ク

ロアチア人ブルジョワジーが宫廷およびセルビア人ブルジョワジーと結んだ権力の分割に関する妥協として成立し、その後はクロアチア農民党が「ユーゴスラヴィアにおける民族問題の解決を求めなくなつた」ことからも、彼らが「諸民族の同権を実現できるような真の民主国家の樹立に心から興味を抱いていたわけではない」と結論づけている。⁽¹⁵⁾また、トルピミル・マツアンは、この協定によって「ユーゴスラヴィア・ユニタリズムと大セルビア霸権主義に基づく中央集権体制は動搖した」ものの、「クロアチア自治州においても、幅広い階層の境遇は改善されず、社会問題は解決されず、政治の民主化は進まないばかりか共産主義者や労働組合に対する抑圧が続いた」と述べている。⁽¹⁶⁾

三・クロアチア自治州の統治体制

クロアチア自治州は、なお中央政府の管轄下にあつた他の州とは異なり、広範な自治権を獲得した。農業、商業、工業、林業、鉱業、土木建築、社会政策・保健、体育、司法、教育、内務が自治州の管轄事項とされた。また、自治州の財政上の自立が保証された。

クロアチア自治州においては、知事・副知事を筆頭とする州政府に加えて、州議会（サボル）が復活されることとなり、いずれも旧クロアチア王国の首都、それまでのサヴァ州の州都でもあつたザグレブに配置された。かつてクロアチア総督を意味した「バン」という呼称が知事の職名となり、クロアチア農民党の支持者であつたイヴァン・シュバシチが知事に、またイヴォ・クルベクが副知事に就任した。クロアチア自治州

においては知事の下でいわゆる大統領制に近い統治体制が導入され、国王が任免権を持つ知事が国王および州議会に対して責任を負う一方、州内の諸決定は知事の名の下で行われ、州政府の長官人事も一任されていた。クロアチア自治州における立法権は国王および州議会が、また行政権は国王が州知事を通じて、それぞれ行使することとされた。

クロアチア自治州では、コミニーン議会、州議会、国民議会について、どの順番で選挙を実施するかの論争が繰り広げられたが、結果的に一九四〇年五月、まずコミニーン議会選挙が実施された。コミニーン議会選挙は公開投票方式であったことや選択肢の少なさなどから投票率は必ずしも高くなかったが、クロアチア農民党の機關紙『ブルヴァツキ・ドネニク』によれば、クロアチア農民党が単独で四二五コミニーン、農民＝民主同盟として一三三コミニーンを制し、その他のグループとの連合も含めれば、選挙が実施された六二五コミニーンの約九割にあたる五六四コミニーンで多数派を形成する結果となつた。⁽¹⁷⁾その後、州議会および国民議会の選挙が見込まれていたが、いずれもユーゴスラヴィア王国（およびクロアチア自治州）の崩壊まで実施されることなく、クロアチアの「国家性」の象徴たる州議会は、実際には復活されないままに終わつた。もつとも、州議会選挙法そのものは一九四〇年一月に公布されており、二四歳以上男子に選挙権、三〇歳以上男子に被選挙権が与えられ、住民四万人につき一名（約一〇〇議席を想定）の議員を秘密投票・比例代表方式で選出することとされていた。⁽¹⁸⁾

州政府（バンスカ・ヴラスト）には、自治州の管轄事項にほぼ対応す

る内務、教育、司法、農業、林業、鉱業、商工業、技術、社会政策、保健、財務の一の部局が設けられた（このほか独立の獸医部門があつた）。また、それまで沿海州（プリモルスカ）の州都であつたスプリトに州政府の支局（イスポスタヴァ）が設けられ、その長官にはマテ・ブリチが就任した。

一九四〇年三月、自治州の財政上の自立を保証する財政法が制定されたが、それは財政上の負担の増大を意味するものであつた。⁽¹⁹⁾ なお住民の八割近くが大多数の低所得層からなる第一次産業従事者であり、さらに戦時体制が強化され、失業率も高まる中で、新たに導入された増税措置は深刻な税不払い問題を生じさせるだけで、自治州の財政状況が根本的に改善されることはない。⁽²⁰⁾

四：クロアチア自治州の影響

ツヴェトコヴィチ＝マチエク協定を通じて、政府は従来の全国一律的な集権主義を放棄し、クロアチアの「国家性」を部分的に承認したこと⁽²¹⁾ で、ユーゴスラヴィアの連邦的再編への第一歩を踏み出したと言える。この点について、フルヴォイエ・マトコヴィチは「クロアチア人の歴史的・民族的境界」を持つクロアチア自治州を、それまでの集権主義と統一主義（ユニタリズム）を否定する「事実上の連邦構成体」として位置づけている。また、デヤン・ジヨキチは協定がもたらした否定的な側面を認めながらも、「連邦化の始まりは、長期的な安定をもたらすはずであった」と述べている。⁽²²⁾ その一方で、第二次世界大戦が始まり、経済的に

も逼迫した情勢の下で、すでに時宜を逸していた感のあるクロアチア自治州の創設に関しては、クロアチアでもセルビアでも多くの反対者があつた。⁽²³⁾

クロアチアでは、とくにミレ・ブダクら国内のウスタシャ・グループがマチエクをクロアチア独立構想に対する裏切り者と見なし、ボスニアヘルツェゴヴィナ全域とスリイエム全域のクロアチアへの併合を要求した。また、クロアチア農民党においてさえ、この協定に不満を持つ者が少なくなく、分派活動が活発化した。その一因はクロアチア農民党が初めて政府与党となつたことに伴う利益・ポスト配分等をめぐる派閥抗争にあると考えられるが、例えばスプリトではクロアチア農民党の方指導者であるヨシプ・ベルコヴィチに対してパシュコ・カリテルナが叛旗を翻し、反対派グループが結成されている。⁽²⁴⁾

セルビアでは、一時は野党連合に加わり、国家再編に柔軟な姿勢を示していた民主党の主流派が「セルビア人の結集」をスローガンとして反対運動を開くようになつた。⁽²⁵⁾ 彼らはクロアチア自治州より東側の六つの州をすべてあわせて「セルビア州」とする大セルビア主義的な国家再編案を提示した。一方、急進党はユーゴスラヴィアの連邦的再編に対し、この協定によつて弱体化させられた「セルビア人の地位と中央政府の権限」の回復を求めた。セルビア人間では、ベオグラードのセルビア文化クラブに代表されるように、クロアチア自治州におけるセルビア人の居住地域の帰属変更（州境の修正）を求める声もあつた。こうした動きはクロアチア自治州のセルビア人にも広まり、「セルビア人問題」

を顕在化させた。

このほか、スロヴェニアとボスニア・ヘルツェゴヴィナでは従来の主張に沿つて各々の歴史的単位を自治州とする構想が提示されたが、とにかく後者は主としてジャフェル・クレノヴィチ率いるボスニア・ムスリムの要求であり、セルビア人とクロアチア人が譲歩する可能性は低かった。⁽²⁶⁾ モンテネグロでは「セルビア州」への編入を容認する立場と、ボスニア・ヘルツェゴヴィナの一部をモンテネグロに編入することを視野に入れつつ、独自の州を創設しようとする立場があつた。⁽²⁷⁾

もつとも、こうした動きは、いずれも具体的な成果を得ることができず、住民の不満を高めるだけの結果となつた。この点では、アナ・トルボヴィチが指摘するように、ツヴェトコヴィチ・マチエク協定は民族間関係を緩和するのではなく、ユーゴスラヴィアが直面していた危機的状況をいつそう悪化させる側面を持つていたことも否めない。⁽²⁸⁾

おわりに

ツヴェトコヴィチ・マチエク協定によるクロアチア自治州の創設は、クロアチア問題の解決に向けた第一歩として位置づけられる。確かにクロアチア自治州の範囲と権限は問題を孕んでいたが、連邦主義を探り入れながら、一時的とはいえ分離主義による破局的な事態を回避したことには評価されてよいのではないか。ただし、それがユーゴスラヴィアの連

邦的再編という観点からすれば、あくまで過渡期的な性格を持つものでしかなかつたことも否定できない。すでに不可避となつっていたユーゴス

ラヴィアの連邦的再編はクロアチアだけでなくセルビアを含む他の諸民族・諸地域に同じ制度が適用されてこそ意味を持つものであつたにもかかわらず、それを早急に実現させようとする意欲はクロアチア側にもセルビア側にも欠けており、短期的な解決を困難にした。

しかも、ツヴェトコヴィチ・マチエク協定の数日後に始まつた第二次世界大戦は、クロアチア自治州を嚆矢とするユーゴスラヴィアの連邦的再編が何らかの実質的意味を持つ段階にまで到達するのを許さなかつた。戦争の進展は、伝統的にイギリスやフランスと友好関係を維持してきたセルビア人には、親ドイツ的なクロアチア人への反目を助長する結果となつた。⁽³⁰⁾ クロアチア自治州が存続しえたのは、ユーゴスラヴィア王国の最後の一年半余りにすぎなかつた。この王国は一九四一年四月に枢軸国側の軍事侵攻を受けて崩壊し、その占領下に置かれた。クロアチアには傀儡国家「クロアチア独立国」が建設されたが、クロアチア人の求めていた「国家性」の回復の証しとなるクロアチア自治州からの連続性を持つものとは認めがたい。クロアチア人の自立への願望は、むしろ「クロアチア独立国」に対する抵抗運動を経て、新たな連邦国家としてユーゴスラヴィアが再編され、クロアチアがその構成共和国となることで実現されたと考えるべきであろう。そして、その際にこそ、クロアチア自治州の経験が重要な前例となつたのではないか。

なお、本稿は平成一九年度跡見学園女子大学特別研究助成費（研究題目「クロアチア独立国の起源——クロアチア自治州を中心にして」）による研究成果の一部である。

注

- (一) 新たな田治所の正式名称は「クロアチア自治州 Banovina Hrvatska」である。既存の地方区分としての州（ベノヴィナ）の名称を離脱してしまったが、区実は大まく「黙だねたる」日本式の譲送に従う。本稿ではクロトナトヨタ田治所と呼ぶ。
- (二) Uredba o podeli zemlje na oblasti, *Službene novine*, br. 22, Beograd, 1922.
- 西大戦間期のルートバーレンにおける行政区分に関する議論が、Mladen Klemenčić, "Promjene upravno-teritorijalnog ustroja Hrvatske 1918-1992," Franko Mirošević, ed., *Hrvatsko županije kroz stoljeća*, Zagreb, 1996, pp. 123-148 参照。
- (三) ルートバーレンの Ljubo Boban, *Maček i politika Hrvatske seljačke stranke 1928-1941: iz povijesti hrvatskog pitanja*, 2 vols., Zagreb, 1974; Ivo Perić, *Vladko Maček: politički portret*, Zagreb, 2003 参照。譲渡集団による Mirko Glognarić, *Voda govori: ličnost, izjave, govor i politički rad vode Hrvata Dra. Vladka Mačku*, Zagreb, 1936 参照。Vladko Maček, *In the Struggle for Freedom*, New York, 1957; Ibid., *Memoari*, Zagreb, 1992 参照。これらは「ノルマニスム」の影響の農政運動や政治運動による「越村論」『東南欧農民運動史の研究』(多賀出版、一九九〇) も参照。
- (四) Zakon o nazivu i podeli Kraljevine na upravna područja, *Službene novine*, br. 233, Beograd, 1929.
- (五) Ustav Kraljevine Jugoslavije, *Službene novine*, br. 207, Beograd, 1931.
- (六) *Banovina Savska: opći pregled*, Zagreb, 1931 参照。
- (七) Hodimir Široković et al., *Povijest država i prava naroda SFR Jugoslavije*, Zagreb, 1988, p. 302.
- (八) ルートバーレンの Ljubo Boban, *Sporazum o izbornom redu i ustrojstvu Sabora banovine Hrvatske, Narodne Novine*, br. 12, Zagreb, 16.I.1940.
- (九) Uredba o financiranju banovine Hrvatske, *Narodne Novine*, br. 74, Zagreb, 2.IV.1940.
- (十) Ljubo Boban, *Maček i politika Hrvatske seljačke stranke*, vol. 2, pp. 176-177.
- (十一) ルートバーレンの Ljubo Boban, *Sporazum o izbornom redu i ustrojstvu Sabora banovine Hrvatske, Zagreb*, 1991; Hodimir Široković, "Vladko Maček i Banovine Hrvatske, Zagreb, 1991; Hodimir Široković, "Vladko Maček i
- pravna izgradnja Banovine Hrvatske," *Vjesnik HAZU*, br. 1-3, Zagreb, 1997, pp. 107-119; Stjepan Šlabeck, *Banovina Hrvatska: pravno-povijesni pristup*, 2 ed., Kutina, 1991. 以上によれば、統治権限を領む政府が行なうとする *Godišnjak Banske vlasti Banovine Hrvatske*, I, Zagreb, 1940 が成立。
- (十二) Uredba o Banovini Hrvatskoj, *Službene novine*, br. 194-A, Beograd, 1939.
- (十三) 一九二一年の国勢調査による人口統計と、二十九年的人口統計 *Godišnjak Banske vlasti Banovine Hrvatske*, pp. 298-329 参照。
- (十四) *Godišnjak Banske vlasti Banovine Hrvatske*, p. 297.
- (十五) Stjepan Šlabeck, *Op.cit.*, pp. 41-42.
- (十六) Branko Petranović, *Istorijski Jugoslavije 1918-1988. Prva knjiga: Kraljevina Jugoslavija 1914-1941*, Beograd, 1988, p. 303.
- (十七) Vladimir Dedijer et al., *Istorijski Jugoslavije*, Beograd, 1972, p. 442.
- (十八) Hodimir Široković et al., *Povijest država i prava naroda SFR Jugoslavije*, p. 266.
- (十九) Trpmir Macan, *Povijest hrvatskog naroda*, Zagreb, 1992, p. 401.
- (二十) *Hrvatski dnevnik*, br. 1456, Zagreb, 22.V.1940; Ljubo Boban, *Maček i politika Hrvatske seljačke stranke*, vol. 2, p. 251.
- (二十一) Uredba o izbornom redu i ustrojstvu Sabora banovine Hrvatske, *Narodne Novine*, br. 12, Zagreb, 16.I.1940.
- (二十二) Uredba o financiranju banovine Hrvatske, *Narodne Novine*, br. 74, Zagreb, 2.IV.1940.
- (二十三) Ljubo Boban, *Maček i politika Hrvatske seljačke stranke*, vol. 2, pp. 176-177.
- (二十四) ルートバーレンの Ljubo Boban, *Sporazum o izbornom redu i ustrojstvu Sabora banovine Hrvatske, Zagreb*, 1991; Hodimir Široković, "Vladko Maček i Banovine Hrvatske, Zagreb, 1991; Hodimir Široković, "Vladko Maček i

1992, The University of Wisconsin Press, 2003, pp. 155-156.

(33) Sabria P. Ramet, *The Three Yugoslavias: State-Building and Legitimation, 1918-2005*, Indiana U.P., 2006, p.107.

(34) Dejan Djokić, *Elusive Compromise: A History of Interwar Yugoslavia*, Columbia U.P., 2007, p.221.

(35) ドルニヤーの反響として Ljubo Boban, *Maček i politika Hrvatske seljačke stranke*, vol. 2, pp. 285-292 である。

(36) *Slovenec*, br. 211, Ljubljana, 15.IX.1939; Andrej Gosar, *Banovina Slovenija*, Ljubljana, 1940.

(37) Ljubo Boban, *Maček i politika Hrvatske seljačke stranke*, vol. 2, pp. 233-234.

(38) Ljubo Boban, *Hrvatske granice od 1918. do 1991. godine*, Zagreb, 1992, p.42.

(39) Ana S. Irbovich, *A Legal Geography of Yugoslavia's Disintegration*, Oxford U.P., 2008, p.132.

(40) Marcus Tanner, *Croatia: A Nation Forged in War*, Yale U.P., 1997, p.134-135.